

# 輸入麦の売渡制度について

平成18年11月  
農 林 水 産 省

## 目 次

1	新たな輸入麦の売渡制度の基本的考え方	1
2	価格変動制の具体的仕組み	2
3	売買同時契約（Simultaneous Buy and Sell：SBS）方式の導入	3
4	19年4月（4～9月期）の政府売渡価格について	4
	（参考1）小麦の国際相場の動向と近年の麦関係収支の推移	5
	（参考2）小麦粉調製品等の輸入動向と製粉業界の構造	6
	（参考3）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を 改正する法律の概要	7
	（参考4）今後の麦政策のあり方（抄）	8

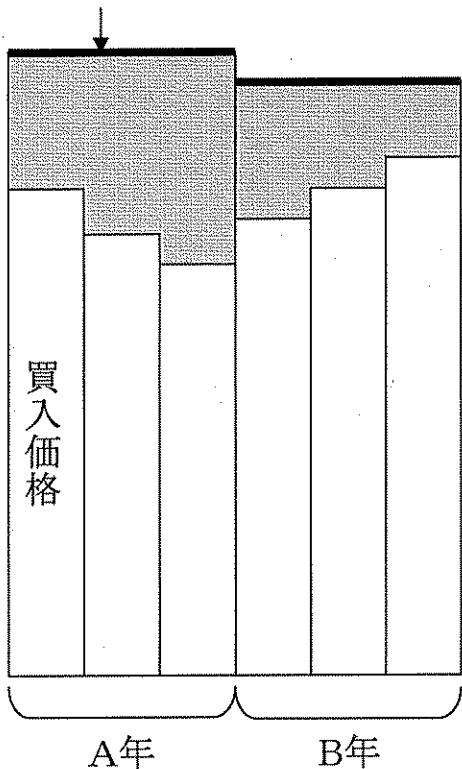
# 1 新たな輸入麦の売渡制度の基本的考え方

- 輸入麦の売渡制度については、食糧法の改正(18年6月公布、19年4月施行)により、政府が年間固定の売渡価格を定める標準売渡価格制度は廃止され、過去の一定期間における買入価格の平均値に、年間固定のマークアップ(売買差額)を上乗せした価格で売り渡す価格変動制に移行するとともに、一部の銘柄を対象として売買同時契約(SBS)方式を導入。
- マークアップについては、国家貿易等の麦の制度運営に係る管理経費及び品目横断的経営安定対策に要する経費に充てるコストプール方式を基本に設定。
- 国際穀物相場の動向等に応じて変動する買入価格を適切に売渡価格に反映するため、年間数回の価格改定を実施。

## ○ 売渡制度変更のイメージ

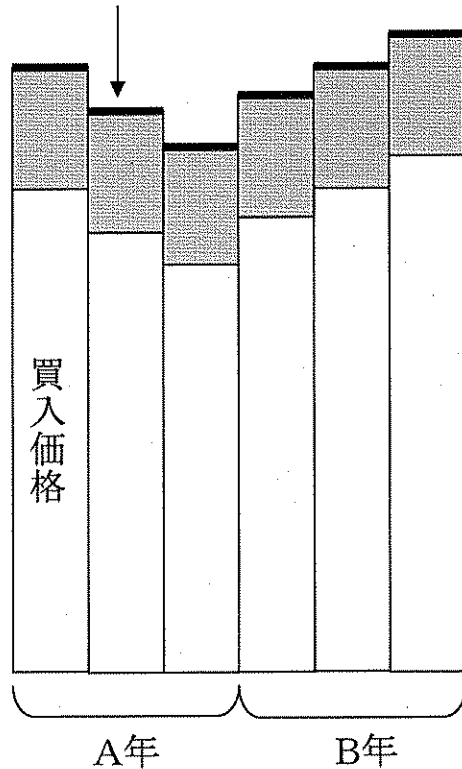
【標準売渡価格制度】

売渡価格は年間固定

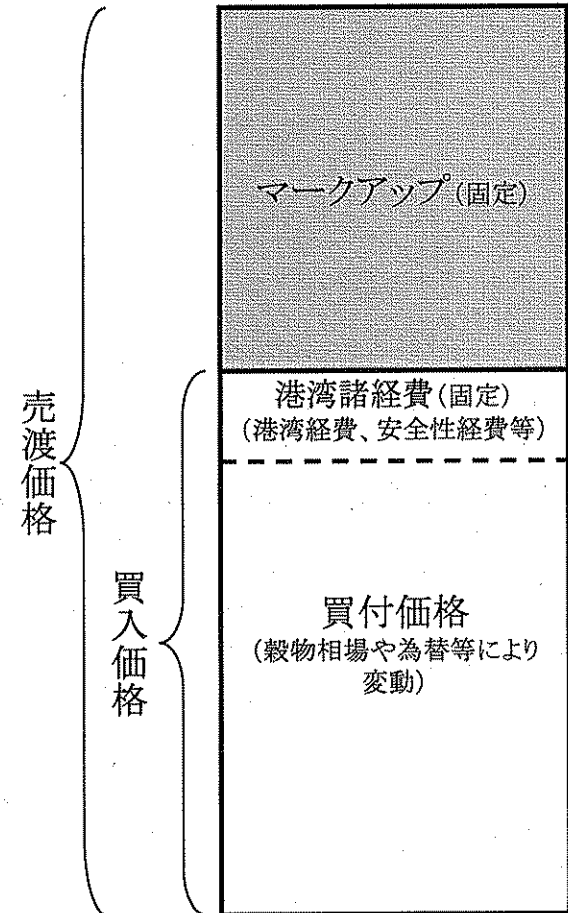


【価格変動制(19年4月以降)】

売渡価格は買入価格に連動して変動



## ○ 19年4月以降の政府売渡価格の構成



## 2 価格変動制の具体的仕組み

- 政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定。
- 価格設定の透明性を確保するため、政府売渡価格を構成する要素の算出方法をルール化。

### (1) 買入価格（買付価格+港湾諸経費）

#### ① 買付価格

価格改定月の3ヶ月前までの銘柄別の買付価格（毎月公表）の8ヶ月間の加重平均価格とする。

※3ヶ月前：売渡価格の改定内容の周知や製品価格の改定作業等を考慮した準備期間。

※8ヶ月間：季節的な国際相場の変動を移動平均により排除するとともに、国家貿易の需給計画策定期間4ヶ月を考慮した期間。

ただし、19年4月から適用する売渡価格の算出に当たっては、現行の標準売渡価格決定以後の買付コストをもれなく売渡価格に反映させる観点から、買付価格の算出期間を17年12月～18年11月の1年間とする。

#### ② 港湾諸経費（港湾経費、安全性確認経費等）

港湾経費、安全性確認経費等の諸費用について、過去の支出実績等を勘案し、年間固定の一律単価として設定する。

※年間固定：港湾諸経費については、輸入数量、輸入港等によって所要額に差が生じるが、政府売渡価格に地域格差が発生することは適切でないことから、年間固定の一律単価とする。

### (2) マークアップ（売買差額）

保管料及び事務人件費等の政府管理経費に品目横断的経営安定対策費に充当する経費を加えた年間固定の単価として設定する。

### (3) 価格改定回数

4月、8月及び12月の年間3回の価格改定とする。

※年間3回：価格改定時期と国家貿易の需給計画策定期間とを整合させることにより、安定的な需給関係を確保する。

ただし、円滑な制度移行を図る観点から、当面は、4月及び10月の年間2回の改定とする。

なお、算出された次期の価格の改定額が、取引・流通実態等からみて僅少な場合には、当面、当該期の価格改定は行わないものとする。

### (4) 価格改定における変動幅

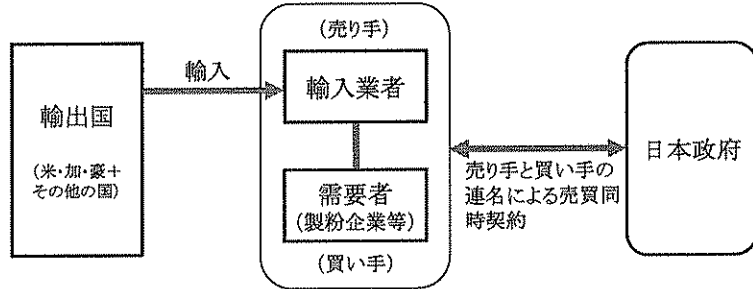
国際相場的大幅な変動が国内市場に与える影響を緩和するため、改定前の売渡価格からの変動幅について上下限を設ける。

変動幅の上下限は、過去の買付価格の変動幅の状況等を踏まえ、当面、小麦については「改定前の価格±5%」、大麦については「改定前の価格±15%」とする。

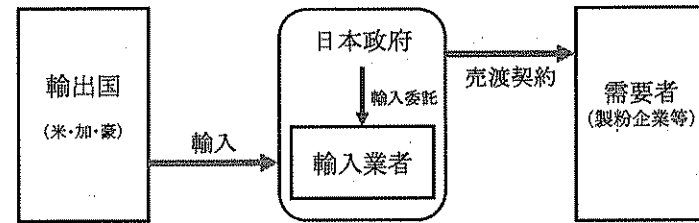
### 3 売買同時契約 (Simultaneous Buy and Sell: SBS) 方式の導入

- 食糧用麦の一部の銘柄について、既に米穀において導入されているSBS方式を導入。
- SBS方式は、予め需要者及び輸入業者が結びつき、輸入銘柄、輸入港及び輸入時期等を選択でき、多様なニーズに応えられる仕組み。

#### ○ 売渡方式のイメージ 【SBS方式】



#### 【参考：一般の輸入方式】



#### (1) 対象銘柄

【本船輸入】プライム・ハード小麦（オーストラリア産、主に中華めん用）、デュラム小麦（主にカナダ産、パスタ・マカニ用）、二条大麦（カナダ及びオーストラリア産、主に焼酎用）、六条大麦（カナダ産、主に麦茶用）

【コンテナ輸入】国家貿易対象銘柄以外のものであって、一般輸入では対応できない小ロットの需要に対応するためのもの。

※小麦：用途が概ね限定されており他銘柄との代替関係が比較的 low、かつ、需要量の全量をSBS方式に移行できる銘柄であることを考慮して対象銘柄を指定。

※大麦：需要者の希望に応じてSBS方式を選択できる仕組みとする。外国産大麦需要の全量がSBS方式に移行するまでの間は、政府の一般輸入を併せて行い、安定供給を確保。

#### (2) 最低輸入単位

【本船輸入】1,000トン      【コンテナ輸入】100トン

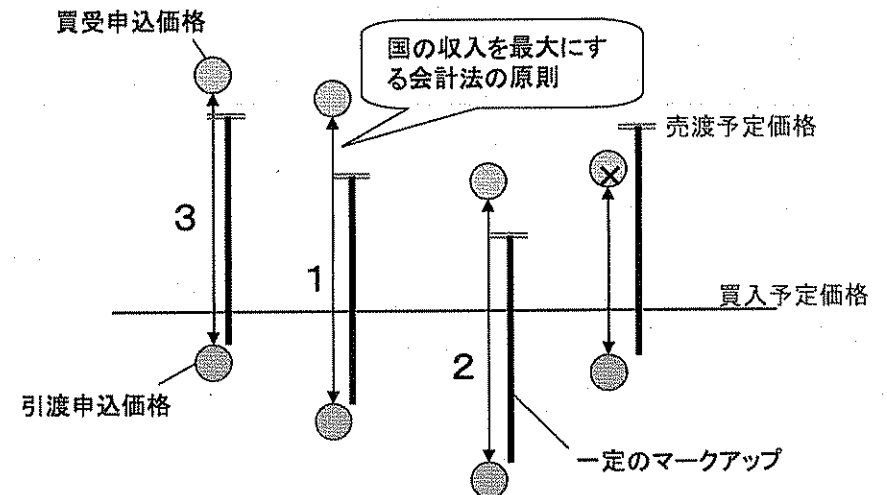
#### (3) マークアップ (売買差額)

一般の輸入方式に比べて政府の保管期間が短いこと等を踏まえて設定。

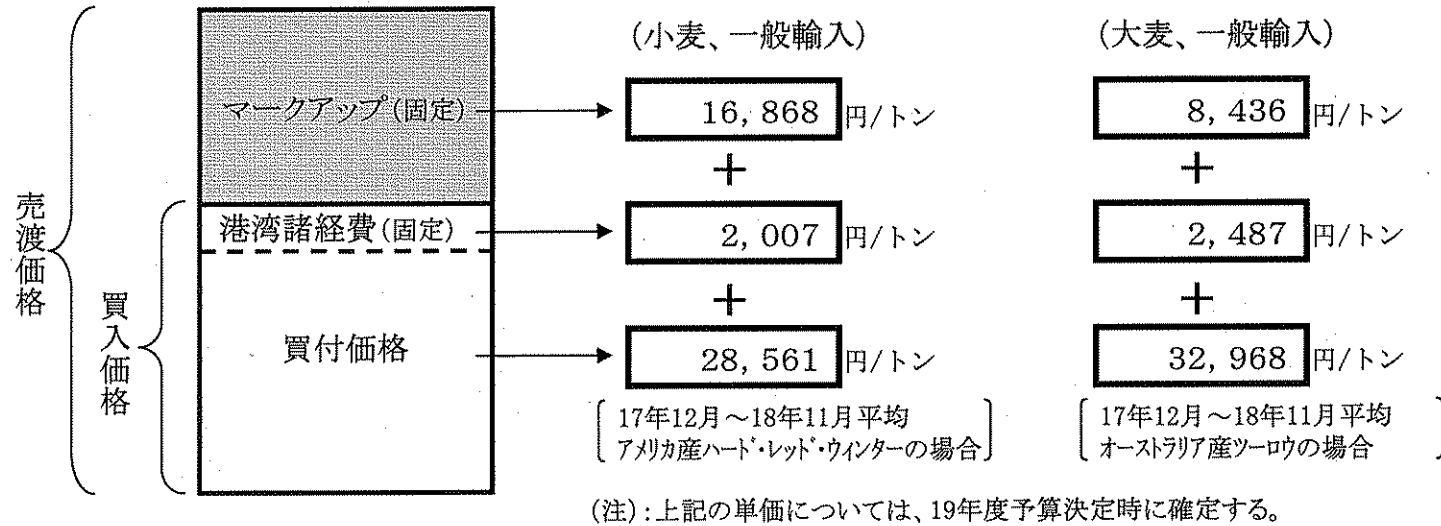
#### (4) 契約相手方の決定方法

引渡申込価格が買入予定価格以下かつ買受申込価格が売渡予定価格以上であって、売買差額が大きい申込みを行った者から、順次契約の相手方として決定。

注：数字は契約相手方の決定順



#### 4 19年4月(4~9月期)の政府売渡価格について



(参考)

(単位:円/トン(税込み)、%)

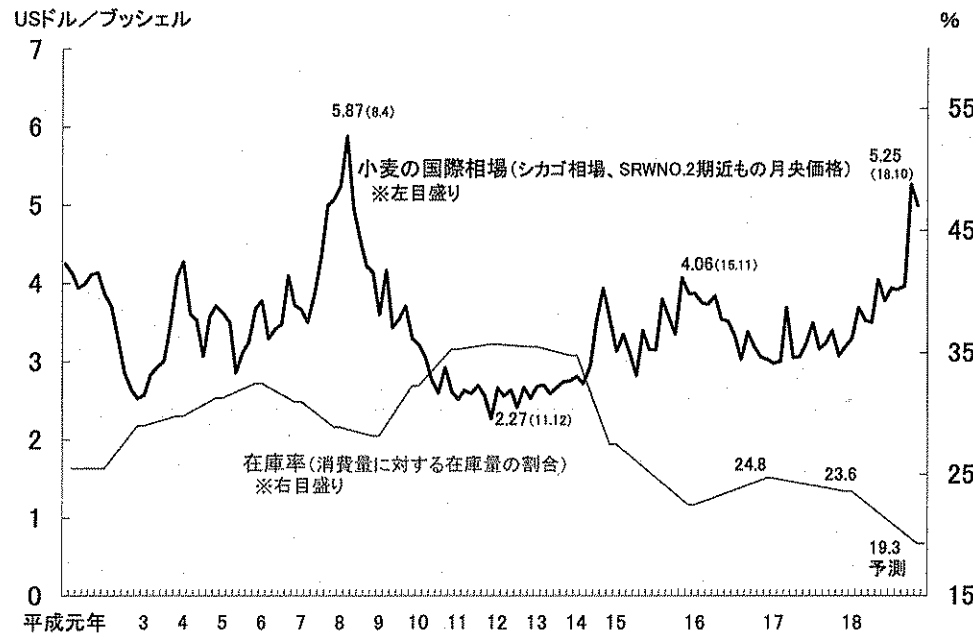
産地 銘柄	略称	現行の標準売渡価格 ①	19年4月(4~9月期)の 価格 ②	対比(②-①/①)
<b>&lt;小麦&gt;</b>				
アメリカ産ウェスタン・ホワイト	WW	44,970	42,730	▲5.0
オーストラリア産スタンダード・ホワイト	ASW	46,350	48,660	5.0
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター	HRW	45,920	47,440	3.3
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリングNo.1	1CW	51,140	51,140	0.0
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング	DNS	49,270	49,270	0.0
5銘柄平均		47,820	48,430	1.3
(オーストラリア産プライム・ハード)	(PH)	(49,720)	(52,200)	(5.0)
(カナダ産デュラム小麦)	(DRM)	(46,960)	(46,320)	(▲1.4)
<b>&lt;大麦&gt;</b>				
オーストラリア産ツーロウ	Au2R	37,850	43,520	15.0
カナダ産ウェスタン・シックスロウ	Ca6R	36,490	41,960	15.0

(注):( )書きは、SBS方式による輸入が実施されるまでの間、一般輸入により政府が販売する銘柄及び価格である。

(参考1) 小麦の国際相場の動向と近年の麦関係収支の推移

- 最近の小麦の国際相場は、主要輸出国であるオーストラリアの干ばつの影響等により、約10年ぶりの高水準にある。
- 一方、近年の国内産麦の生産数量の拡大等に伴い、麦関係収支は大幅な赤字が継続しており、一般会計から多額の繰入れがなされている状況。

○ 小麦の国際相場（シカゴ相場）の推移



○ 国内産麦の生産振興に要する経費と外国産麦の売買差益の推移  
(小麦・大麦・はだか麦合計)

(単位:千トン、億円)

年度	内麦生産量	内麦振興費 ①	外麦輸入量	売買差益 ②	内外麦収支 ②-①
10	713	784	4,744	646	▲138
11	788	863	4,756	731	▲132
12	903	911	4,938	778	▲133
13	906	921	5,075	629	▲292
14	1,047	1,067	4,638	524	▲543
15	1,054	1,060	5,301	755	▲305
16	1,059	1,055	5,288	753	▲302
17	1,058	1,043	5,045	787	▲256

(参考2) 小麦粉調製品等の輸入動向と製粉業界の構造

- 近年の小麦粉調製品、小麦粉製品の輸入量は、増加テンポが鈍化しており、本年に入ってから前年同期を下回るものも見られる状況。
- 製粉企業は、全国で101社(大手4社、中小97社)。中小企業の稼働率は諸外国と比べて著しく低い状態にあることから、業界の体質改革を図り、国際競争力の強化を図る必要。

○ 小麦粉調製品・小麦粉製品の輸入動向

(単位:トン、%)

年	小麦粉調製品		マカロニ・パスタ等		ビスケット	
	数量	対前年増減率	数量	対前年増減率	数量	対前年増減率
12	117,636	8.5	95,099	10.8	10,826	12.5
13	126,425	7.5	92,675	▲2.5	13,185	21.8
14	130,848	3.5	101,415	9.4	14,755	11.9
15	132,603	1.3	107,755	6.3	20,657	39.9
16	136,256	2.8	111,527	3.5	25,182	21.9
17	139,802	2.6	109,603	▲1.7	23,937	▲4.9
18(1-9月)	99,926	▲1.6	82,643	0.7	18,092	4.1

(注):18(1-9月)の増減率の欄は、対前年同期比である。

(資料):日本貿易月報(財務省)

○ 製粉工場的小麦粉生産量等に関する国際比較

(単位:千トン/年、%)

国名	製粉工場数	小麦粉生産量	1工場当たり生産量	稼働率
日本	127	4,903	38.6	71.4
うち大手	25	3,511	140.4	91.9
うち中小	66	1,389	21.0	47.1
韓国	11	1,778	161.6	77.2
アメリカ	200	18,165	90.8	86.2

(注)1:日本のデータは平成17年度のものであり、諸外国のデータはそれぞれ取り得る限りの最新の数値を用いた。

2:日本の中小工場は1工場当たりの年間生産量が1,000トン以上の工場に限定した。



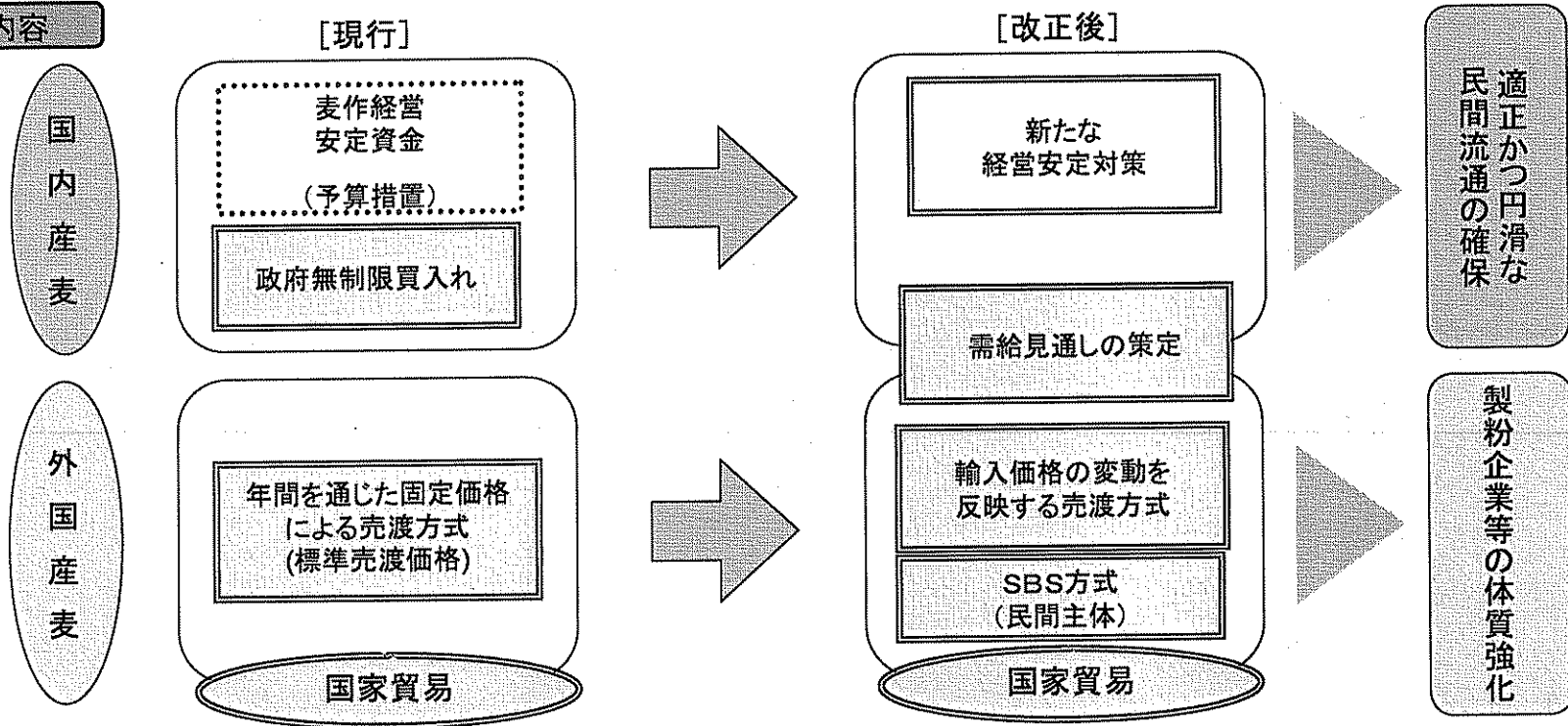
(参考3)

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律の一部を改正する法律の概要

### 趣旨

- 国内産麦については、民間流通を基本とし、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく新たな農業経営安定対策への転換に対応するため、政府無制限買入制度を廃止
- 麦の需給見通しの策定と、これに基づく生産並びに外国産麦の輸入及び備蓄の円滑な実施（国家貿易は維持）
- 外国産麦については、製粉企業等の国際競争力の強化に資するため、売渡方式を変更

### 内容



※ SBS（売買同時契約）方式とは、国家貿易の枠内で実需者のニーズに柔軟に対応できる民間主体の輸入方式。

### 第3 外国産麦の輸入及び売渡し

#### 3 外国産麦の売渡しの見直し

(3) 外国産麦については、現在、国内産麦と同じく、毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売渡しを行っているが、この標準売渡価格については、

- ① 国内産麦については、無制限買入れの廃止に伴い、これに基づく売渡しもなくなること
- ② 標準売渡価格は、当初は消費者の家計へインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入されたが、
  - a 現時点ではこのようなインフレは想定し難いこと
  - b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること
  - c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大宗は対象となっていないこと
- ③ 同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられ、外国産麦についてもこれを廃止することが適当である。

標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売渡しについては、買付価格(輸入委託商社に支払う買入委託代金)に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要がある。